

東京電力旧役員に対する刑事裁判の判決を受けて

2019年9月19日、東京地方裁判所刑事4部（永淵健一裁判長）は、東京電力の旧役員であった勝俣恒久（元会長）、武黒一郎（元副社長）、武藤栄（元副社長）の3氏に対する業務上過失致死傷罪が問われた裁判で、3氏を無罪とする判決を出しました。

判決は、2002年に文部科学省地震調査研究推進本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（「長期評価」）について、「原発の安全を考える上で取り入れるべき知見とは言えなかった」と指摘し、「信頼性に合理的疑いがある」と判断しました。

この認定は、これまでの民事裁判において定着してきた「長期評価」の信頼性及び予見可能性を判断するうえでの位置づけとは異なるものであり、民事裁判と刑事裁判の差異をふまえたとしても、不当な評価だと言わざるを得ません。

また、判決は、3氏が事故を回避するための対策を取り得たかという点については、巨大津波の可能性に関する情報に接して以降、対策を講じたとしても「事故発生前にすべての措置を完了できたのかは証拠上明らかではない」と指摘。「事故を回避するためには原発の運転を止めるしかなかった」としたうえで、運転停止をすればライフラインや地域社会に一定の影響を与えることから、「停止の負担、難しさも考慮すべきだ」とし、「事故の結果の重大性を強調するあまり、自然現象で想定し得るあらゆる可能性を考慮した対策を義務づければ、原発の運転を行う事業者に不可能を強いる結果となる」と述べました。そして、東京電力の対応について、「行政機関や専門家が明確に否定したり再考を促す意見が出たという事実もうかがえない」としました。

この認定は、巨大津波の可能性に関する情報に接したのが2008年以降という認定を前提に、結果を回避する可能性の証明がなかったと評価したのですが、運転停止という選択肢について、「停止の負担、難しさ」を強調する判断は、最も重視される価値が地域住民の生命、健康であるという事実を軽視するものとして批判されなければなりません。

今回の刑事裁判は、双葉病院と老人介護施設「ドーヴィル双葉」の患者らが、福島原発事故後に44人が死亡し、13人がけがを負ったことについて、3氏に刑事責任を問えるのかが争われたものであり、3氏が大津波を予測しえたにもかかわらず対策をとることを怠ったと評価できるかが争点でした。

判決は、3氏の刑事責任について否定するものとなり、不当判決との評価を避けられませんが、この判決によって、組織体としての東京電力の福島原発事故に対する責任が免責されるものではありません。東京電力が無罪となったわけではないのです。また、原子力政策が

国策として推進され、国は規制権限を有していたことから、国に福島原発事故に対する責任があることも明白です。今日の判決は、「疑わしきは被告人の利益に」の原則の下、刑事責任の判断が極めて厳格になされる刑事裁判での判決であり、この判決によって、東京電力や国の民事上の責任が免責されたわけではありません。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟など各地では民事裁判も進行しています。それらの裁判では、東京電力の責任はもちろん、国の責任も問われており、すでに6件の判決で国に責任があるとの判決が出ています。今日の判決によって、これらの判決の価値や到達は、全く影響を受けることはありません。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、第一陣・第二陣あわせて約4500人の原告団で、国と東京電力の責任を追及しており、第一陣は仙台高裁で、第二陣は福島地裁でそれぞれ審理が続いています。

私たちは、今回の東京電力旧役員の刑事責任の追及を求めた1万5000人にもものぼる市民のみなさんの想いに連帯しつつ、引き続き、国と東京電力の責任を追及し、原状回復、被害の救済、脱原発を求めて全力を尽くします。

2019年9月19日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団

子の健康責任もって

福島地裁

東京電力と国に原発回復と損害賠償を求め



報告集会で団結を誓いあう原告団・弁護団10日、福島市

の両親と福島市内に住んでいました。

生業訴訟第2陣 保育士訴え

ている「生業（なりわい）」を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（中島孝・原告団長）第2陣の第9回口頭弁論が10日、福島地裁（遠藤東路裁判長）で開かれました。同日に8人が追加提訴し、原告は573人となりました。

原告側は、福島市在住の50代保育士が意見陳述。東電福島第1原発事故の当時、10歳の長女、7歳の次女、夫

もっていただいた。職場の保育園では、子どもが触れる石、車の放射線量を測定するようにしています。「私たち保育士や保護者を不安にさせたのは原発事故だと思えます。子どもの健康については最後まで責任をもちたい」と訴えました。

と陳述しました。

弁論は、「重要機器設置箇所の水密化」などで事故回避が可能だったと指摘。避難指示解除後も帰還して

いない人たちが少なくないこと、医療機関などインフラが再開できていないことを示して、被害はすべて回復されない」と強調しまし

た。

2019.10.11

民法

保育士が陳述

福島地裁で生業訴訟原告第2陣口頭弁論

原告賠償

東京電力福島第1原発事故の被災者でつくられる「生業（なりわい）」を返せ、地域を返せ！

福島原発訴訟原告団が国と東電に精神的慰謝料などを求めた訴訟

で、原告第二陣の口頭弁論が二十五日、福島地裁（遠藤東路裁判長）

で開かれた。

原発事故当時、福島市で保育士をしていた女性が意見陳述した。

事故後、放射線が長女や次女に与える影響を懸念し、県外に一時的に避難することがあったと説明。「国や東電には子どもの健康について最後まで責任をもちてほしい」と訴えた。

同日、第二陣の原告八人が福島地裁に追加提訴した。原告は計約五百七十人となった。

2019.9.29 赤旗

原発事故子に深い傷

生業訴訟控訴審 原告6人が陳述

東京電力福島第1原発事故で国と東京電力に完全賠償などを求めた「生業（なりわい）」を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（中島孝・原告団長）控訴審の第7回口頭弁論が27日、仙台高等裁判所（上田哲裁判長）で開かれました。

南相馬市に住んでいた横山真由美さん（48）、広野町から避難した鈴木恵子さん（71）、二本松市で農業を営む根本敬さん（82）、会津若松市で中華料理店を営業する田

中 豊元喜さん（71）、31歳当時中学1年生だった鈴木遥香さん（21）、二本松市でスパーを経営する服部浩幸さん（49）の原告6人が陳述しました。夫と2人の子とも南相馬市小高区に住んでいた横山さんは「長男は無気力になり、すべてどうでもいという感じに。次男は粗糲になって家の壁を蹴ったりするようになった」と、原発事故が子どもに深い傷を負わせたことを証言。「子どもに安心していいよと

言えるようにしたい」と陳述しました。

鈴木恵子さんのしゅうと（当時90歳）は喜多方市や福島市に避難するなかで亡くなり、死亡診断書には避難のショックが原因の震災関連死と認められました。夫も体調を悪化させ2012年11月に亡くなり、震災関連死として認められたことなどを陳述しました。

服部さんは「裁判に踏み切ったのは自分の子どもたちの健康を何とかして守ってやりたいから。この国は何度も被害者を生みだしている」と声を詰まらせながら訴えました。

2019.9.28 毎日

生業訴訟控訴審 来年6月に判決

仙台高裁見直し

福島第1原発事故の損害賠償を求める集団訴訟のうち、全国最大規模の「生業訴訟」控訴審で仙台高裁（上田哲裁判長）は27日、非公開の進行協議で来年2月20日に結審、6月に判決を出すとの見通しを示した。原告側代理人が明らかにした。

進行協議に先立つ口頭弁論では原告への尋問があり、主に避難指

放射線量(27日正午)	方位	値
福島市	北西	0.13
山形市	西	0.07
白河市	西南西	0.06
津会市	西	0.05
南相馬市	西南西	0.04
相馬市	北	0.06
川内市	南南西	0.06

※単位は毎時。カッコ内は福島第1原発からの距離

示区域外の住民6人が事故後の周囲の状況の変化や風評被害による商売への影響などを証言した。尋問を受けた原告で最年少の鈴木遥香さん（22）は「これまでの苦しみや、将来への不安を全て伝えられた」と話した。

【磯貝映彦】